

自転車事故の賠償金は想像以上の高額に！

自転車保険加入が義務となりました。
あなたは入ってますか？

自転車は法律上の車両です。
事故を起こした場合は、賠償責任を伴うことがあります。
自転車を利用するすべての人の問題です。
万が一に備えて、自転車保険に加入しましょう。

事業者・
レンタサイクル事業者は、

自転車利用者等は、

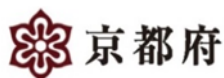
平成29年10月1日より

平成30年4月1日より

自転車保険義務化

自転車保険について詳しくは [京都府 自転車](#) [検索](#)

(お問い合わせ) 義務化の内容については075-414-4367(京都府安心・安全まちづくり推進課)
保険の商品や加入方法については0120-670-022(コールセンター)



京都府損害保険代理業協同組合
一般社団法人京都損害保険代理業協会



自転車保険加入が義務となりました



1 加入義務等

※条例で定める保険とは、自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害を賠償する保険又は共済をいいます。

自転車利用者	業務で自転車を 利用させる事業者	レンタサイクル事業者 (無料で貸し出す事業者を含む)
平成30年4月1日より  義務化	平成29年10月1日より  義務化	平成29年10月1日より  義務化
個人賠償責任保険等	施設賠償責任保険等※3、※4	
◆利用者各人※1が日常生活※2で自転車を利用して、他人にケガなどをさせた場合に補償する保険等に参加	◆従業員が業務のために自転車を利用して、他人にケガなどをさせた場合に補償する保険等に、事業者が加入	◆従業員や借主が自転車を利用して、他人にケガなどをさせた場合に補償する保険等に、貸出業者が加入 ◆借受人に対する当該保険等加入情報の提供
※1 未成年者が自転車を利用する場合は保護者が加入 ※2 業務中の事故については対象外	※3 業務中の事故については個人賠償責任保険の対象外 ※4 施設（モノ）や仕事の遂行に起因する偶然な事故を補償する保険。 事業者の自転車も施設に当てはまる。	

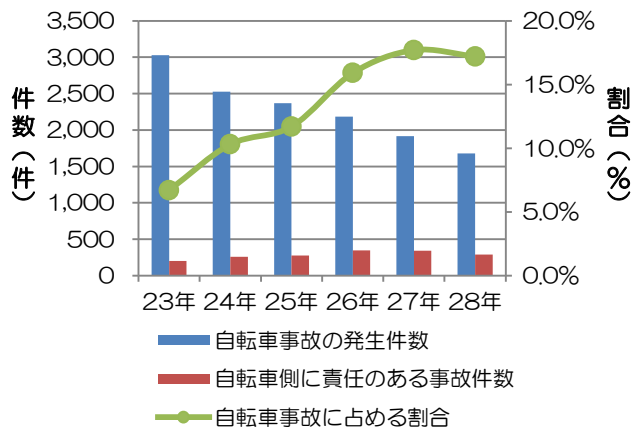
2 努力義務（すべて平成30年4月1日より）

自転車小売等業者	駐輪場管理業者
 ◆販売時・整備時・修理時の保険加入確認及び未加入時の保険情報の提供（※）	 ◆駐輪場利用者に対して保険情報の提供
不動産関連業者 (宅地建物取引業者、賃貸住宅の管理を業とする者)	自転車通勤・通学等を認める 事業者・学校・学習塾・各種教室
 ◆京都府内における居住の用に供する建物の取引の相手方、賃貸住宅の貸借人に対し、保険情報の提供	 ◆事業者や学校・学習塾等による自転車通勤・通学(通所)者の保険加入確認及び未加入時の保険情報の提供

※保険情報の提供～保険の加入義務・保険の種類等

自転車側に責任のある事故の割合が増加傾向

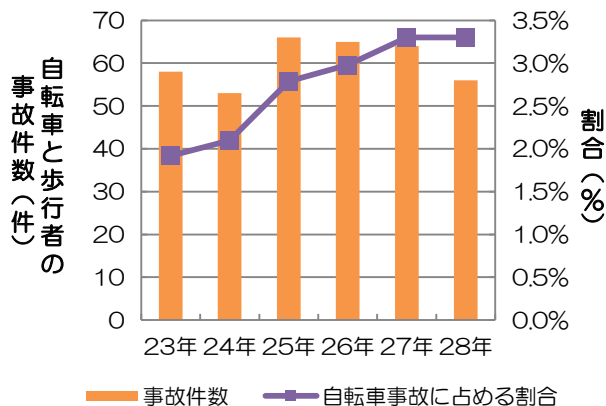
近年、自転車事故の発生件数が減少している中で、自転車側に責任のある事故の割合は増加傾向にあります。



	23年	24年	25年	26年	27年	28年
自転車事故の発生件数(件)	3,027	2,526	2,368	2,182	1,916	1,678
自転車側に責任のある事故件数(件)	203	259	278	348	340	288
自転車事故全体に占める割合	6.7%	10.3%	11.7%	15.9%	17.7%	17.2%

自転車と歩行者の交通事故の割合が増加傾向

自転車事故に占める割合が年々増加しています。



	23年	24年	25年	26年	27年	28年
自転車と歩行者の事故件数(件)	58	53	66	65	64	56
自転車事故全体に占める割合	1.9%	2.1%	2.8%	3.0%	3.3%	3.3%

自転車事故に伴う高額賠償事例

自転車事故による高額賠償請求事例が増えています。



裁判所・年	事故の概要	賠償金額
東京地裁 平成25年3月	歩行者も通行できるサイクリングロードで出勤中の男性会社員の自転車が散歩中の77歳男性と衝突し、歩行者の男性が3日後に死亡した。	2,174万円
神戸地裁 平成25年7月	坂道を下ってきた小学5年の少年の自転車が歩行中の62歳女性と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。	9,521万円
東京地裁 平成26年1月	信号無視した会社員の男性46歳の自転車が横断歩道を渡っていた75歳の女性と衝突し、歩行者の女性が死亡した。	4,746万円

京都府・京都市協定締結保険

- 賠償責任補償限度額（対人）が1億円以上
- 示談交渉サービス付き
- 賠償補償の対象となる後遺障害の制限なし

京都府・京都市では、京都で自転車利用者等が加入しやすい保険の提案など連携・協力を行う保険会社等と事業連携協定を結んでいます。詳細につきましては、裏面のコールセンターにお問い合わせください。



自転車保険の加入状況をチェック

→ はい → いいえ → わからない

自転車を利用中の事故により、他人にけがをさせてしまった場合など、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険（自転車損害賠償保険）に加入していますか。

※点検整備した自転車に貼られる「TSマーク」等も該当します。

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

共済、各種団体保険（職場で加入する保険や学校のPTA保険等）のいずれかに加入していますか。

自転車損害賠償保険に相当する補償が基本補償又は特約としてついていますか。
※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

すでに自転車損害賠償保険に加入しています。

※補償内容（賠償責任補償額や示談交渉の有無等）が十分であるか、補償期限が有効であるかを確認ください。

お手元に保険証券を用意のうえ、ご加入の保険会社にご確認ください。

自転車損害賠償保険への加入が必要です。

下記コールセンターへお問い合わせください！

※条例で定める保険とは、自転車を利用する者がその利用により交通事故を起こして他人の生命又は身体を害した場合における被害に係る損害をてん補することができる保険又は共済をいいます。

もしも事故を起こしてしまったら

事故を起こしてしまった場合、気が動転して的確な対応ができないこともあります。以下の手順を参考に、落ち着いて行動できるようにしましょう。

- 1 ケガ人の救護** ケガ人がいる場合は、ケガ人の手当てが最優先です。まずは救急車を呼びましょう。
- 2 道路上の危険防止** 二次災害を防止するため、路肩や歩道など安全な場所に自転車を移動させましょう。
- 3 警察への連絡** 現場をよく確認し、落ち着いて警察に連絡しましょう。警察への届出がないと、「交通事故証明書」が発行されません。※交通事故証明書がないと、保険金が支払われない場合があります。
- 4 事故状況の確認** 事故の相手方の名前、住所、連絡先などを確認し、簡単な事故状況をメモしましょう。
- 5 損害保険会社への連絡** 事故の状況をただちに損害保険会社または代理店に連絡してください。



きょうと自転車保険専用コールセンター

保険の商品や加入方法については

0120-670-022

〔午前10時～午後4時〕
〔土日祝及び年末年始を除く〕

※コールセンターは、京都府損害保険代理業協同組合が運営しています。

※義務化の内容については075-414-4367（京都府安心・安全まちづくり推進課）へおかけください。